

災害発生時等における厚生労働省の取組

大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室

令和元年（暦年）中の主な自然災害

令和元年は、台風第15号や第19号等の風水害に見舞われた年だった。

■ 06月 山形県沖を震源とする地震

6月18日に山形県沖で発生したM6.7の地震。新潟県村上市で震度6強を観測したほか、秋田県、山形県及び新潟県で震度5弱以上の揺れを記録した。重傷者9名（令和元年7月31日現在）

■ 07月 梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号

台風第5号周辺や太平洋高気圧による暖かく湿った空気の影響で西日本では7月20日から21日にかけて局地的に猛烈な雨が降った。行方不明者1名（令和元年7月31日現在）

■ 08月 令和元年8月の前線に伴う大雨

前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に8月26日からの総降水量が600ミリを超えたところがあるなど記録的な大雨となり、28日明け方には佐賀県、福岡県、長崎県に大雨特別警報を発表した。死者4名、重傷者1名（令和元年12月5日現在）

⇒ 厚生労働省では、佐賀県の医療機関の1階が床上浸水したため、職員を佐賀県へ派遣して情報収集等の対応を行った。

■ 09月 令和元年台風第15号

台風第15号による強風の影響により千葉県を中心に大規模な停電が発生するなど大きな被害が生じた。死者1名、重傷者13名（令和元年12月5日現在）

⇒ 厚生労働省では、大規模停電が生じたことから、職員を千葉県へ派遣、医療機関や社会福祉施設等への電源車の派遣調整、給水車の派遣調整、在宅酸素療法患者や透析患者の安否確認等の対応を行った。

■ 10月 令和元年台風第19号等

台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。死者99名、行方不明者3名、重傷者40名（令和元年12月12日現在）

⇒ 厚生労働省では、職員を被災県へ派遣して情報収集等を行うとともに、「厚生労働省被災者生活支援チーム」を設置して対応を行った。また、「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」を取りまとめて、被災した方へ必要な支援を行った。

※ この他、多くの台風や大雨に見舞われた。

厚生労働省における危機管理体制(イメージ図)

災害・緊急事態・健康危機事案発生

関係省庁(内閣官房事態室・内閣府防災等)・関係機関(保健所、検疫所、国立病院、DMAT事務局、日赤等)・自治体

省内各課から情報収集・取りまとめ

情報収集(例えば、ライフラインとしての水道の状況把握、重篤な患者の医療提供、子ども、障害児・者、高齢者など災害弱者のケア等の状況把握)

情報共有
連携

医療提供	医政局地域医療計画課	感染症対策	健康局結核感染症課
医薬品供給	医政局経済課	飲料水・水道施設	医薬・生活衛生局水道課
毒物・医薬品被害	医薬・生活衛生局医薬安全対策課	社会福祉施設	社会・援護局福祉基盤課
食品安全	医薬・生活衛生局食品監視安全課	心のケア	障害保健福祉部精神・障害保健課

大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室

一元的な情報収集・情報の評価分析・初動体制等対策の調整

(例えば、病院や社会福祉施設への電源車等の手配のため、消防や自衛隊等との政府間調整、土砂崩れや河川の氾濫を予期した医療機関、社会福祉施設、在宅患者・要介護者への周知と誘導など)

官邸・関係省庁(内閣官房事態室、内閣府防災)

厚生労働省対策本部

関係閣僚会議(総理)

厚生労働大臣・副大臣・政務官

情報連携・課題共有

指示、報告

指示、報告

官邸被災者支援
チーム

緊急参集チーム
(局長級会議)

情報連携・課題共有

関係部局長会議
健康危機管理調整会議
災害対策連絡調整会議 等

情報共有
ニーズ把握

情報共有・ニーズ把握

現地政府対策本部

要員派遣・現地での連携

厚労省現地対策本部

厚生労働省における発災直後期からの主な業務

厚生労働省では、発災後急性期から復興期まで、過去の災害における知見等も活用しながら、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を実施している。

大まかなステージの進行	主な対応業務
急性期 発災後	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動 ● ライフライン（水道）の被害状況の把握 ● 医療施設、社会福祉施設等の被害状況の把握
避難所等の 開設後	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動 ● 災害時健康危機管理支援（DHEAT）チームの応援派遣 ● 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の活動 ● 保健師等の避難所等巡回 ● 応急給水の実施（於：避難所その他） ● 災害派遣福祉チーム（DWAT）等の活動
災害救助法 の適用後	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の失業給付について、一時離職の場合でも受給できる特例を実施、雇用調整助成金の特例措置の実施 ● 通常は低所得世帯等に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大、償還期限の延長等の貸付条件の緩和などの特例措置の実施 ● 保険料（税）や一部負担金の減免、窓口における被保険者証等を提示できない場合における柔軟な対応、定員超過を認める通知の発出
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅等における見守り・相談支援、被災者のこころのケア等の実施 ● 医療施設、水道施設、社会福祉施設等の復旧に向けた補助金等の交付

令和元年台風第19号における厚生労働省の主な対応状況と被害状況

日付	政府全体の主な動き	職員派遣の状況	医療関係	社会福祉施設関係	水道関係
10/8	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡室設置 関係省庁災害警戒会議開催 		都道府県を通じて避難に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼	都道府県等を通じて要配慮者の避難に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼。更に準備状況を確認	都道府県等を通じて被災に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼
10/12	情報連絡室を官邸対策室に改組	関東信越厚生局4名、地方労働局計4名を現地派遣	都道府県やEMISを通じて被害状況を把握し、給水車等を派遣	都道府県等を通じて被害状況を把握し、給水車等を派遣	地方自治体を通じて、被害状況を把握し、応急給水等を実施
10/13	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 非常災害対策本部(第1回)開催 	厚生局、労働局職員に加えて本省職員を派遣	【最大被害状況】 停電：47箇所 断水：142箇所	【最大被害状況】 停電：109箇所 断水：259箇所	【最大被害状況】 約17万戸断水 (14都県内103事業者)
10/14	「被災者生活支援チーム」設置				
10/18	特定非常災害の指定(閣議決定)				
10/29	激甚災害の指定(閣議決定)				
11/7	非常災害対策本部(第18回)において「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」決定				
11/15		職員派遣を終了(延べ642名派遣)	※停電・断水は全て解消済	※停電・断水は全て解消済	※断水は全て解消済

被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ(厚生労働省関係部分抜粋)

(令和元年11月7日 台風第19号等被災者支援チーム)

- ▶ 台風第15号及び第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費等の措置を講じていく。今後も、被災者の安心感を確保し、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、切れ目なく、財政措置等を講じていく。
- ▶ 被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

(1)生活の再建

被災者向けの特別の金融支援等	生活福祉資金貸付の特例措置	○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長する等の貸付条件の緩和を行う特例措置を実施する。
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者等に対し、子どもが高等学校等に進学する際の資金等の貸付けを行っている。 被災による当該貸付けの増加及び激甚災害の指定地域の自治体に対する国庫貸付の増加(貸付率の嵩上げ(2/3⇒3/4))に伴い発生する費用に対応するもの。
医療保険制度等における一部負担や保険料の減免措置	医療保険者への財政支援	○令和元年台風第19号による災害救助法の適用市町村に住所を有する方々について、医療保険の窓口負担(一部負担金)及び保険料(税)減免の特別措置を実施することとし、このうち国保・後期高齢者医療においては医療保険者に対して財政支援をすることにより、医療保険事業の円滑・適正な運営を確保する。 ○医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では309市町村、36国民健康保険組合(うち猶予のみ1)、後期高齢者医療では14広域連合、被用者保険では協会けんぽが猶予及び免除を実施、599健保組合が猶予(猶予のみ)(令和元年11月1日時点)。
	介護保険利用料・保険料減免に対する財政支援	○令和元年台風第19号による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免により当該市町村の介護保険財政に負担が生じるため、発生した財政負担に対して、国が財政支援を行う。 ○14都県300市町村で実施意向を確認(令和元年11月6日時点)。
	障害福祉サービス等の利用者負担免除	○令和元年台風第19号の災害により被災した市町村等が障害福祉サービス等に係る利用者負担につき免除を行った場合は、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。 ○13都県114市町村で実施意向を確認(令和元年11月6日時点)。
	児童入所施設等の利用者負担の減免	○児童入所施設等の利用者負担減免事業は、令和元年台風第19号の被災者に対し都道府県等が児童入所施設等の利用者負担の減免を行った場合において、都道府県等の負担を軽減することを目的に、都道府県等に対して減免に要する費用の補助を行う。
被災者の相談支援	被災者見守り・相談支援事業	○仮設住宅に入居する被災者等がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の提供等を行う。
	被災高齢者等把握事業	○令和元年台風第15号又は第19号で被災した在宅高齢者等について、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、個別訪問等による現状把握を実施し、必要に応じ関係支援機関へつなぐとともに専門的な生活支援等の助言を実施する。3県51市町村で実施に向けて準備を進めている。
	被災地心のケア事業	○被災地の精神保健福祉センターにおいて心のケアの専門家を雇用し、被災地における相談支援や仮設住宅入居者等への訪問支援等を行う。 ○被災県において心のケアのニーズを把握するなど、事業の実施について検討中。
	被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等への相談支援	○令和元年台風第15号又は第19号により被災した妊産婦及び乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康等に関する相談支援や、乳幼児健診等の母子保健事業を行う体制の確保等を行う。 5

(1)生活の再建

感染症防止	感染症予防事業	<p>○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる事業(消毒、害虫駆除等)について、都道府県、政令市、特別区及び市町村に対して経費の一部を負担するもの。</p> <p>○令和元年10月13日付事務連絡で、消毒及び害虫等対策(ねずみ族、昆虫等駆除)の円滑かつ適切な実施を依頼するとともに、その費用については感染症予防事業費の対象とすることができることを各都道府県、保健所設置市、特別区宛に通知。</p> <p>○令和元年10月16日付事務連絡で、消毒液や委託業者の不足状況の把握及び調整を行うことを各都道府県、保健所設置市、特別区宛に依頼。</p>
-------	---------	---

(2)生業の再建

中小・小規模事業者の支援等	<p>災害貸付の特例措置(生活衛生資金貸付)</p> <p>(独)福祉医療機構における災害復旧資金貸付の拡充</p>	<p>○株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)における特別貸付制度(金利引き下げ枠の拡大等)を実施予定。</p> <p>○被災した社会福祉施設及び医療関係施設等の早期復旧を支援するため、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置や水害からの復旧のための災害復旧資金貸付の拡充を行う。</p>
被災地域の特別の雇用対策	<p>雇用調整助成金の特例(労働特会)</p> <p>雇用保険の基本手当の特例(労働特会)</p>	<p>○令和元年台風第15号又は第19号による災害に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業所の事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を実施。</p> <p>【要件の緩和(10月21日施行)】</p> <p>① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する。</p> <p>② 災害発生日に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする。</p> <p>③ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。</p> <p>【助成率の引き上げ等(台風第19号に関し10月30日施行)】</p> <p>④ 休業を実施した場合の助成率を引き上げる。 (中小企業:2/3から4/5へ)(大企業:1/2から2/3へ)</p> <p>⑤ 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長する。等</p> <p>※④⑤については14都県で実施。</p> <p>○事業所が災害で休業したことにより、労働者が一時離職した場合に基本手当を支給する災害特例を実施(10月12日以降順次)。</p> <p>○事業所が災害で休業したことにより、労働者が休業し賃金を受け取れない場合に基本手当を支給する激甚特例を実施(11月1日政令公布、同日施行)。</p>

(3)災害応急復旧

災害復旧事業の迅速化	施設復旧 (水道施設、医療施設、保健衛生施設、高齢者福祉施設、障害者施設等、児童福祉施設)	<p>○災害により被害を受けた水道施設、医療施設、社会福祉施設等の原形復旧等に要する事業費の一部を補助する。</p> <p>○医療施設等災害復旧費補助金交付要綱、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱などに基づき被災自治体からの協議を受付中。</p> <p>○災害復旧に係る補助金等の医療施設等向けの説明会開催を今後検討。</p> <p>○被災自治体からの協議書等の受付状況は以下のとおり(11月6日現在)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設108件(詳細は精査中) ・保健衛生施設は活用意向報告56件(詳細は精査中) ・障害者施設等45件(台風第19号は精査中) ・児童福祉施設100件(台風第19号は精査中) ・高齢者福祉施設65件(台風第19号は精査中) ・医療施設は活用意向報告45件(詳細は精査中)
------------	--	--

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」について(令和元年12月5日閣議決定)

(災害対策(厚生労働省関係)抜粋)

第2章 取り組む施策

1 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保

令和元年台風第15号及び第19号等の相次ぐ自然災害による甚大な被害に対して、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」について、既に使用を決定した予備費を含めた今年度予算に加え、新たに編成する令和元年度補正予算を通じて切れ目なく実行することにより、復旧・復興を加速し、地域における経済活動の停滞を一刻も早く解消する。

あわせて、甚大な被害をもたらす自然災害が毎年のように発生する中において、災害に屈しない、強さとしなやかさを備えた国土を創り上げるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年度～令和2年度)について、引き続き、着実に実行することに加えて、本年の台風被害から得た経験を活かし、ソフト面も含めた水害対策を中心に、防災・減災、国土強靱化をさらに強力に進める。これらにより、国民の命と財産を守るべく、国家百年の大計にふさわしい対策を講ずる。

なお、以下を含め、本経済対策において必要となる公共事業について、国と地方公共団体の連携を強化し、地域の実態に即して、適切な価格による契約や人材・資材の調達やICTなど新しい技術を活用した生産性向上策、地域建設産業の担い手確保のための環境整備等を着実に実施することを通じ、その円滑な施工の確保に万全を期す。

1. 自然災害からの復旧・復興の加速
 - ・ 高齢者等の孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援等<予算措置以外>
2. 防災・減災、国土強靱化の強力な推進
 - (1) 3か年緊急対策の着実な実行
 - ・ 医療施設、社会福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉施設等)における耐震化等
 - (2) 水害対策を中心とした防災・減災、国土強靱化の更なる強力な推進
 - ・ 災害時の拠点等となる医療施設、社会福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉施設等)の給水設備や非常用自家発電装置の整備
 - ・ 社会福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉施設等)の災害時情報共有システムの整備

令和元年台風15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証について

(令和元年11月令和元年台風15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム実務者検討会(第1回)資料より)

検証チーム会議

杉田副長官 和泉補佐官 沖田危機管理監
古谷副長官補 内閣府政策統括官(防災) 関係省庁局長級

1月中旬 中間取りまとめ
(電力、通信、初動対応等中心)
3月末 最終取りまとめ
(防災気象情報、避難対策、避難所等を追加)

実務者検討会

内閣府政策統括官(防災) 内閣官房事態室
内閣官房副長官補室 関係省庁課長級 有識者5名+α

経済産業省による検証
(長期停電等)

12月末報告

①長期停電及びその復旧プロセス
・鉄塔等送電網に係る検証
【内閣官房・内閣府防災・経産省等】

②通信障害に関する関係者間の情報共有・復旧プロセスに係る検証
【内閣官房・内閣府防災・総務省等】

12月末報告

総務省による検証
(通信障害等)

内閣府による検証
〔避難対策WGを中央防災会議の下に設置〕

③国・地方自治体の初動対応等の検証、
災害対応に不慣れな県・市町村への支援・平時の備えの在り方
【内閣官房・内閣府防災・関係省庁・地元自治体】

④その他
〔倒木対策
公共交通機関
避難所対策
(男女共同参画、プッシュ含む)〕
【内閣府等】

3月報告

国土交通省による検証
〔防災気象情報
・河川情報
・気象情報〕

3月報告(制度改正につながるものは引き続き検討し、早期に結論を得る)

※別途 国土強靱化に関する施策については国土強靱化推進室で対応

2020オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた神経剤解毒剤自動注射器の準備について

- 化学災害・テロ発生時には、被害者にいち早く解毒剤の投与を行うことが救命率の向上に重要であり、可能な限り早期に自動注射機能を有する筋肉注射薬（自動注射器）による解毒剤の投与を行うことが望ましい。
- 令和元年9月に厚生労働省に「化学災害・テロ対策に関する検討会」を設置し、専門家、関係省庁の参加を得て、医師や看護職員以外の実働部隊による使用のための医師法上の整理*や条件、使用判断モデル等に関する報告書を作成。
- 同報告書は、同年11月14日に厚生労働省厚生科学審議会健康危機管理部会です承され、同月29日に関係省庁や各地方公共団体等へ通知発出し周知。

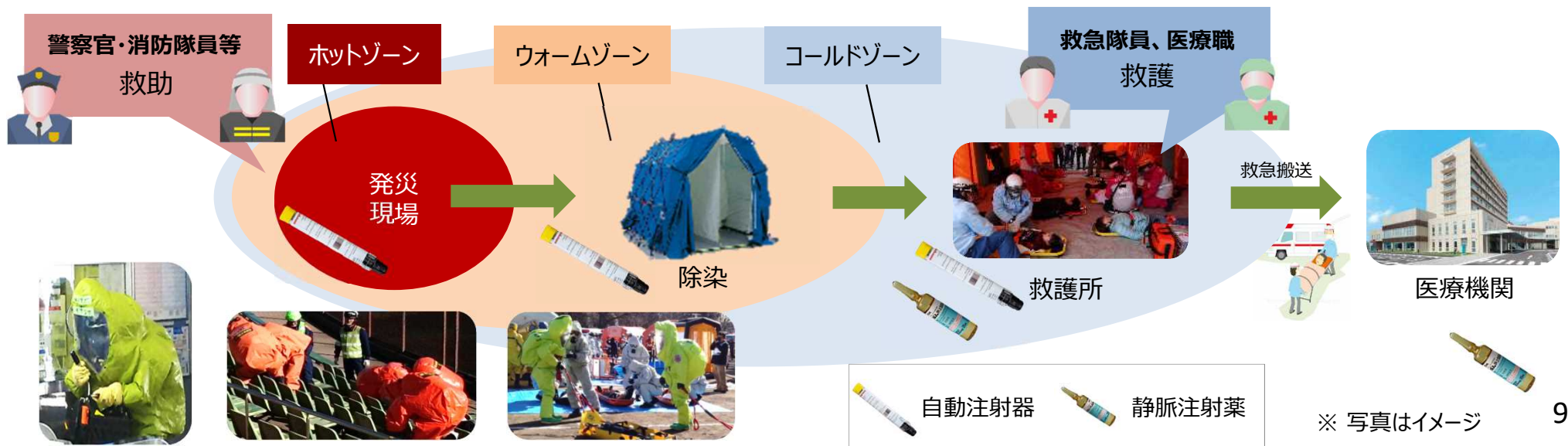
* 有機リン系農薬及びサリン・VX等の神経剤等の化学物質による化学災害・テロによる大規模な被害が発生し、その被害者の生命に重大な危害が及ぶ逼迫した状況において、医師及び看護職員以外の実働部隊の公務員（警察官、消防隊員、海上保安官及び自衛官）が、その公務として、その解毒剤の自動注射器を使用する場合における医師法上の違法性阻却の考え方を整理

- 今後、オリンピック・パラリンピック東京大会開催までに、厚生労働省において自動注射器を調達するとともに、あわせて、必要な研修や、配備先の選定や配送手段の確保など、具体的な使用体制を確保する。

※なお、化学災害・テロ対応医薬品の国家備蓄の大規模イベント等での自治体における活用については、各都道府県衛生主幹部（局）宛に事務連絡を発出。（令和元年7月11日事務連絡「大規模イベント等における化学災害・テロ対応医薬品の準備について」）

神経剤解毒剤の使用イメージ

医師等による対応が困難な場合には、実働部隊員が自動注射器を用いて解毒剤を投与し、早期に医療機関に救助・搬送



大臣官房厚生科学課 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項 (資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
災害発生時における厚生労働省の取組	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	室長補佐	馬場和弘	3844